

平成 21 年 9 月 24 日

## 新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）ワクチンの接種について

## 1 ワクチン接種の目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること

新型インフルエンザ対策は、予防接種のみに特化したものとするのではなく、学校の休業などの公衆衛生対策や抗インフルエンザウイルス薬の投与などの複数の対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を構築すべきであり、予防接種は、他の戦略と補完しながら進める。

## 2 ワクチンの確保状況

今回の新型インフルエンザワクチンは、国が一元的にワクチンを確保するとともに、医療機関と直接契約を締結し、優先的に接種すべきと考えられる対象者に対して接種を行う。

## (1) 国内産ワクチンの確保状況

ア 10月下旬以降順次出荷の見通し

イ 平成 22 年 3 月までに約 1,800 万人分が出荷可能との見通し

## (2) 輸入ワクチン

海外企業から緊急に輸入し、早ければ 12 月下旬以降に使用可能の見通し

## 3 接種者の優先順位

国においては、重症化するリスクや社会に対する影響等を総合的に勘案し現時点では、

直接、インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者（約 100 万人）

医療従事者には救急隊員を含む

妊婦及び基礎疾患を有する者（約 1,000 万人）

基礎疾患を有する者の中でも 1 歳～就学前の小児を優先

1 歳～就学前の小児（約 600 万人）

1 歳未満の小児の両親（約 200 万人）

の順に優先的に接種を開始することとしている。

9 月 13 日までのパブリックコメント等の意見を踏まえ、9 月末を目処に決定。

#### 4 ワクチン接種事業の概要

##### (1) ワクチン接種を行う医療機関（国からの受託医療機関）の決定

医師会等と連携し、受託医療機関を確保

##### (2) 円滑なワクチン流通

ア 優先接種対象者の確定及びワクチン配分量の決定

イ 接種スケジュールの設定

ウ 受託医療機関への円滑なワクチン流通の確保

##### (3) 広報・相談

ワクチン接種事業の周知及び相談対応

上記業務について、国、県、市町村、受託医療機関等がそれぞれの役割を担うが、県は、主に以下の業務を担う。

- 1 受託医療機関の選定にあたっての選定方法と契約方法について、医師会及び市町村へ周知
- 2 円滑なワクチン流通の確保
  - ア 優先接種対象者の調査と国への報告
  - イ 県内の具体的接種スケジュールの決定
  - ウ 受託医療機関ごとの配分量を決定し、配分量を卸業者に指示
  - エ 各受託医療機関のワクチン在庫量等を把握して円滑な流通を確保
- 3 広報・相談
  - ア ワクチン接種に関する相談窓口設置
  - イ 受託医療機関の広報
  - ウ 接種スケジュールの広報
  - エ ワクチン接種に関する詳細情報の広報

\* 新型インフルエンザワクチン接種事業の具体的作業手順については 別紙のとおり

#### 新型インフルエンザワクチン接種相談窓口の設置について

[内 容] ワクチンに関する相談業務

- ・優先接種者について知りたい
- ・接種可能な医療機関を知りたい
- ・ワクチン接種スケジュールを知りたい 他

[設 置 日] 平成21年10月1日

[対応時間] 平日8:30～18:00

[電話番号] 「新型インフルエンザワクチン接種相談窓口」(保健医療課内)

058-272-8860

従来の「発熱受診相談窓口」とあわせて一元的に対応